

総合事業サービスの基準

介護保険事業所の指定があり、併せて総合事業の指定を受ける場合

サービス種別	訪問型サービス A（現在の訪問サービスよりも基準を緩和したサービス）
サービス内容	○身体介護（排泄・食事介助、清拭、入浴等）を行わない ○介護保険制度内（老計 10 号の範囲内）の生活援助 ○訪問介護員等以外の従事者（市が指定する内容の研修修了者）による家事援助の提供
対象者とサービス提供の考え方	○身体介護が不要な要支援者、事業対象者
実施方法	事業者指定
人員基準	①管理者 常勤 1 人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ②訪問介護員等 必要数 ※資格不要。ただし、事業所で老計 10 号の範囲・個人情報保護等の研修を実施 ③訪問事業責任者 従事者のうち常勤 1 人以上必要数 《業務内容》 1 サービスの利用の申込みに係る調整 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握 3 地域包括支援センター等との連携 4 サービス実施者に対し、具体的な援助目標及び援助内容の指示及び利用者の状況についての情報の伝達 5 サービス実施者の業務状況の把握 6 サービス実施者の能力や希望を踏まえた業務管理 7 サービス実施者に対する研修、技術指導等の実施 8 サービス内容の管理について必要な業務の実施
設備基準	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営基準	個別サービス計画の作成、緊急時等の対応、勤務体制の確保、業務継続計画の策定、衛生管理、虐待の防止、記録整備（サービス内容、苦情内容、事故状況及び処置について、市町村への通知に係る記録）、個人情報保護について等
単価・単位	●単価 地域区分（厚生労働大臣が定める一単位の単価）に準ずる ●単価設定 1 回あたり ●単位 サービスコード表参照 ※週 1 回程度 月 5 回まで 週 2 回程度 月 10 回まで ※45 分未満でのサービス提供 ●加算 初回加算 ●減算 事業所と同一建物の利用者等 ※加算、減算にかかる単位数はサービスコード表参照